

各関係機関の長 様
病虫害防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

病虫害発生予報第 2 号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和 7 年病虫害発生予報第 2 号

令和 7 年 (2025 年) 4 月 15 日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう 1 か月の気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並の見込み。

作物名	病虫害名	時期	発生量	作物名	病虫害名	時期	発生量
ムギ	赤かび病	やや遅	やや多	果樹全般	カメムシ類	平年並	平年並
イネ	黄萎病	－	やや少	チャ	チャノコカクモンハマキ (Ⅰ)	やや遅	やや少
	イネミズゾウムシ	平年並	平年並		チャハマキ (Ⅰ)	やや遅	平年並
	イネドロオイムシ	平年並	平年並		チャノホソガ (Ⅰ)	平年並	やや少
野菜全般	アブラムシ類	－	やや多		カンザワハダニ	－	平年並
ナシ	黒星病	平年並	平年並		ツマグロアオカスミカメ	平年並	平年並

A. ムギの病虫害

1. 赤かび病

予報内容 発生時期：やや遅
発生量：やや多

予報の根拠

- (1) 小麦の生育はやや遅い。
- (2) 赤かび病は、ここ数年多発傾向にある。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 小麦は、開花始め～開花期に農薬を散布する。特に、「びわほなみ」は、赤かび病に弱いことから、1 回目の散布から 7～10 日後頃に 2 回目を散布する。
- (2) 二条大麦は、穂揃い 10 日後頃に農薬を散布する。
- (3) 六条大麦は、赤かび病にやや弱いことから、開花始め～開花期とその 7～10 日後頃の 2 回農薬を散布する。
- (4) 薬剤散布後に気温が高く、曇雨天が続く場合は、防除効果を高めるため、直前の散布の 7～10 日後頃に追加で農薬を散布する。特に、「びわほなみ」では 3 回目の農薬散布に向けて準備する。

B. イネの病虫害

1. 黄萎病 (ツマグロヨコバイ)

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 前年の刈株再生芽の発病は認められなかった。
- (2) ツマグロヨコバイの越冬量はやや少ない。
- (3) 育苗箱施薬による防除が普及している。

防除上注意すべき事項

- (1) 前年の刈株再生芽の発病株率が5%以上のところでは、薬剤を育苗箱に施用する。

2. イネミズゾウムシ

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来は確認されていない。
- (2) 前年の発生量はやや少なかったが、前年の予察灯への飛来数は多かった。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 根腐れを生じやすい水田では幼虫による被害が出やすいので、適切に水管理する。
- (2) 例年発生が多いほ場では、育苗箱施薬または移植時に、は種同時施薬機や側条施肥田植機で薬剤を施用する。本田で越冬成虫の発生が多い場合には、成虫飛込最盛期（5月中旬～下旬）に多発しているところを中心に薬剤を散布する。

3. イネドロオイムシ（イネクビホソハムシ）

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 前年の発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並、日照時間は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 曇雨天の多い年は被害が出やすいので注意する。
- (2) 例年発生が多いほ場では、育苗箱施薬または移植時に、は種同時施薬機や側条施肥田植機で薬剤を施用する。発生が多い場合には薬剤を散布する。イネミズゾウムシと同時防除できる。

C. 野菜(露地)の病害虫

1. 野菜全般：アブラムシ類

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めた時期は早い。
- (2) 黄色水盤での誘殺数はやや多い。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

D. 果樹の病害虫

1. ナシ：黒星病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ナシの生育は平年並。
- (2) 前年の発生量はやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「幸水」は発病しやすい。
- (2) 花芽基部に病斑を確認したら、花そうごと切除し、園外に持ち出して処分する。
- (3) 満開7～10日後(4月下旬頃)が重点防除期にあたる。
- (4) 耐性菌が生じやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生時期：平年並
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) フェロモントラップでの誘殺は確認されていない。
- (2) チャバネアオカメムシの越冬成虫数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 飛来を認めたら、早朝か夕方に薬剤を散布する。

E. チャの病害虫

1. チャノコカクモンハマキ（第1世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや遅
発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 越冬世代成虫のフェロモントラップへの初飛来日は遅い。
- (2) 越冬世代成虫のフェロモントラップでの誘殺数はやや少ない。
- (3) 前年の最終世代の発生量は、やや少ない。
- (4) 気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生量が多い茶園では、一番茶摘採後に薬剤を散布する。

2. チャハマキ（第1世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや遅
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 越冬世代成虫のフェロモントラップへの初飛来日は遅い。
- (2) 前年の最終世代の発生量は平年並。
- (3) 気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生量が多い茶園では、一番茶摘採後に薬剤を散布する。

3. チャノホソガ（第1世代幼虫）

予報内容 発生時期：平年並
発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 越冬世代成虫のフェロモントラップへの初飛来日はやや遅い。
- (2) 越冬世代成虫のフェロモントラップでの誘殺数はやや少ない。
- (3) 前年の最終世代の発生量はやや少ない。
- (4) 気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 新芽への産卵が多い茶園では、使用時期（収穫前日数）に注意して薬剤を散布する。

4. カンザワハダニ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
(2) 気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生園では、使用時期（収穫前日数）に注意して薬剤を散布する。

5. ツマグロアオカスミカメ

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 一番茶の生育はやや遅。
(2) 前年の発生量は平年並。
(3) 気温は平年並または高く、降水量は平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 使用時期（収穫前日数）に注意して薬剤を散布する。

防除対策（耕種的防除や薬剤防除など）については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準

滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所
〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516
TEL 0748-46-6160・4926
FAX 0748-46-5559
Email GC70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。